

会話傍受

考えられる制度の概要

- 1 ①から③までの各場面を対象として、捜査機関が傍受機器を設置し、犯罪の実行に関連した会話等を傍受することができるものとする。
 - ① 振り込め詐欺の拠点となっている事務所等
 - ② 対立抗争等の場合における暴力団事務所や暴力団幹部の使用車両
 - ③ コントロールド・デリバリーが実施される場合における配送物
- 2 対象犯罪は、1①については詐欺・恐喝、1②については対立抗争等に関連して犯される殺人、銃器関連犯罪等、1③については薬物関連犯罪・銃器関連犯罪とするものとする。
- 3 対象犯罪が犯されたことを疑うに足りる十分な理由、他の方法によっては犯人を特定し又は犯行の状況等を明らかにすることが著しく困難であることを令状発付の要件とするものとする。
- 4 傍受機器の設置又は取り外しのため1①又は②に掲げる場所又は車両に立ち入るには、令状発付の際、裁判官の許可を受けなければならないものとする。

【検討課題】

1 令状請求の要件

- 補充性に加えて、緊急性も要件とするか。

2 傍受の実施の開始までの手続

- 令状提示を必要とするか、誰に対して行うか。
- 傍受機器の設置の適正(対象場所とは別の場所に設置されないこと等)を担保するために立会いを必要とするか、技術的手段により担保し得るか。

3 傍受の実施をしている間の手続

- 最小化(スポット傍受)の方法又はこれに代わる方策を必要とするか、具体的にどのように行うのか。
- 傍受ができる期間をどの程度とするか。
- 傍受の実施の適正(傍受ができる期間・時間の遵守等)を担保するために立会いを必要とするか、技術的手段により担保し得るか。

4 傍受の実施の終了後の手続

- 封印を必要とするか，技術的手段により代替し得るか。
- 傍受の対象場所の管理者等に対する事後通知を必要とするか。